



## 地方公共団体実行計画（事務事業編）の概要

環境省近畿地方環境事務所  
地域循環共生圏・脱炭素推進グループ



- 1 地方公共団体実行計画（事務事業編）について
  - （1）地球温暖化対策推進法/温対計画/政府実行計画
  - （2）事務事業編への記載内容
  
- 2 地域脱炭素ロードマップについて  
脱炭素先行地域、重点対策加速化事業

---

# 1 地方公共団体実行計画（事務事業編）について

---

- （１）地球温暖化対策推進法/温対計画/政府実行計画**
- （２）事務事業編の概要
- （３）計画づくり事業

# これまでの主な流れ（特に実行計画に関わるもの）

2020年10月	2050年カーボンニュートラル宣言（第203回国会 総理所信表明演説）
2020年12月	第1回 国・地方脱炭素実現会議
2021年4月	2030年46%削減目標（地球温暖化対策推進本部）
2021年6月	<b>改正地球温暖化対策推進法の公布</b> 地域脱炭素ロードマップのとりまとめ（第3回 国・地方脱炭素実現会議）
2021年9月	第1回地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会、 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会 開催
2021年10月	<b>地球温暖化対策計画、政府実行計画の閣議決定</b> エネルギー基本計画（第6次）の閣議決定
2021年12月	地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会、 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会 とりまとめ
2022年4月1日	改正地球温暖化対策推進法の施行 ・改正地球温暖化対策推進法に基づく省令の公布 ・地方公共団体向けの施行通知の発出、地方事務所向けの通知の発出 ・地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表

# 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の概要



令和3年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」における改正内容を赤字で記載。

## 1. 法目的・基本理念

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

→法目的に加え、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定を追加。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 地球温暖化対策計画の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

### 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・自治体自らの事務・事業の排出量の削減計画
  - 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画策定義務
- 区域施策編に、**施策目標を追加。また、地域脱炭素化促進事業に関する方針も追加し、これに適合する事業の認定制度を新設。**

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け、国が集計・公表
  - 事業者単位での報告
- 電子システムでの報告の原則化・事業所等の情報についても開示請求の手続なく公表。

### 地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣指定）  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
  - 地域地球温暖化防止活動推進センター（県知事等指定）
  - 地球温暖化防止活動推進員を県知事等が委嘱
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に、事業者向け啓発・広報活動を明記。

### 排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
  - 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）
- これら排出抑制の有効な実施の指針を国が公表（産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み）

### 森林等による吸収作用の保全等

## (地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

## (政府実行計画等)

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政府実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

（地方公共団体実行計画（事務事業編）に関連する規定）

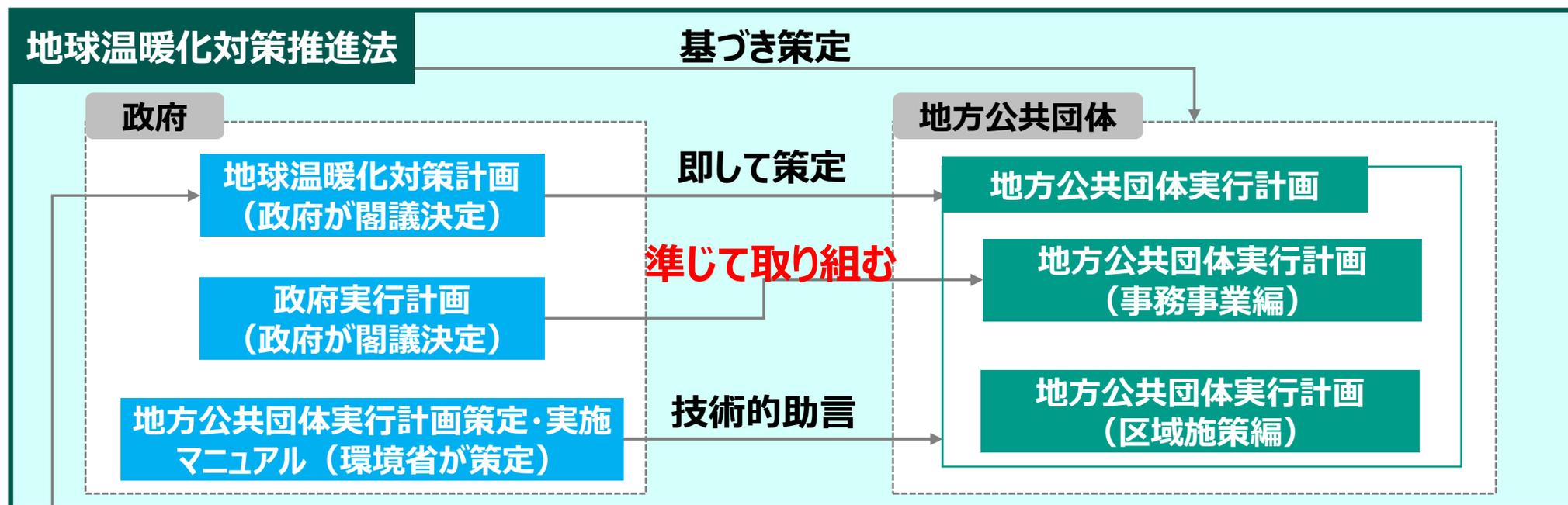
**第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。**

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

# 地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



## 地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ<sup>°</sup>  
〔「国・地方脱炭素実現会議」が決定〕

# 地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する記載

- 地球温暖化対策計画においては、地方公共団体実行計画（事務事業編）における取組について、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施することとされている。

## 地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

### 第2章第3節 公的機関における取組

#### ○地方公共団体の率直的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、**自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率直的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指す**べきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

#### ①計画の期間等の基本的事項

#### ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

#### ③具体的な取組項目及びその目標

(略)

・具体的な取組として、特に、**地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施する。**

#### ④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

(略)

# 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月22日閣議決定）



## ■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

## 新計画に盛り込まれた主な取組内容

### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

### 廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

# 政府実行計画の解釈に関して実際に受け付けた問合せ（例）



Q 1 : 太陽光発電だけで施設の50%超とは、発電施設の規模に関わりなく建物や敷地ごとに1件と数えれば良いか？また、（敷地を含む）とはどのような数え方をすれば良いか。未利用地の普通財産も含まれるか？

Q 2 : 政府実行計画の2（1）②に「今後予定する新築事業については原則ZEB oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築部の平均でZEB ready相当となることを目指す」とあります。

「原則ZEB Oriented相当」の「相当」の意味合いとしては、次の①②のいずれと理解すれば良いか？

- ① ZEBの基準を満たしていても（BEI値で0.4以下）、ZEBの認証を取得するまではしない。
- ② 施設によっては、『ZEB』やNearly ZEB、ZEB Readyの場合も考えられ、また、ZEB基準に至らないケースもあるが認証は必ずとる。

# 地方公共団体実行計画制度の施行状況

- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。小規模な団体における策定・実行が課題。

## 地方公共団体実行計画策定状況（2021年10月時点調査）

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100%	47	100%
政令指定都市	20	20	100%	20	100%
中核市	62	62	100%	62	100%
施行時特例市	23	23	100%	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	180	179	99.4%	120	66.7%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	484	473	97.7%	170	35.1%
人口1万人以上3万人未満の市町村	450	405	90.0%	69	15.3%
人口1万人未満の市町村	522	396	75.9%	66	12.6%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,453	88.8%	425	26.0%
<b>計（都道府県＋市区町村）</b>	<b>1,788</b>	<b>1,605</b>	<b>89.8%</b>	<b>577</b>	<b>32.3%</b>
地方公共団体の組合	1,510	581	38.5%		
<b>計</b>	<b>3,298</b>	<b>2,186</b>	<b>66.3%</b>		

---

# 1 地方公共団体実行計画（事務事業編）について

---

- （1）地球温暖化対策推進法/温対計画/政府実行計画
- （2）事務事業編の概要**
- （3）計画づくり事業

- 環境省では、地球温暖化対策計画において、地方公共団体が、地方公共団体実行計画（事務事業編）において国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率優先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、**「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を2022年3月31日付で改定。**
- 同マニュアルにおいては、**2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標が設定されている政府実行計画に準じて、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達などについて取組を行うことが期待される旨を記載。**
- 地方公共団体における政府実行計画に準じた取組について、地方公共団体向け説明会等において**周知徹底**を図るとともに、**2022年4月1日付で通知を发出。**

## 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル 抜粋

### 4-4. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

#### 4-4-3. 建築物

##### (2) 重要となる基本的措置と措置の目標の例

#### ⑦ 太陽光発電の最大限の導入

「政府実行計画」において、太陽光発電の最大限の導入や蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用が盛り込まれています。2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標の達成を目指し、政府の保有する建築物及び土地における、太陽光発電の最大限の導入を図ることとされています。また、太陽光発電の更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池についても積極的に導入することとされています。

地方公共団体等においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率優先的な取組や蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されています。

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（各都道府県知事宛通知）（一部）



## 2. 地方公共団体実行計画事務事業編の取組について

新たな地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。（中略）策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。（中略）具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再エネ電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。」とされている。

また、政府実行計画（政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画）においては、例えば、「政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされている。

これらを踏まえ、今後地方公共団体実行計画事務事業編の取組を推進するに当たっては、建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入をはじめとして、政府実行計画に準じた措置を実施していただきたい。なお、地方公共団体における措置の実施状況等については、環境省が毎年度実施している「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を通じて、把握していくことを予定している。

# 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの全体像



- 環境省は、地方公共団体実行計画に関する国の技術的な助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を作成している。
- 改正地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画の改定、政府実行計画の改定等を踏まえ、既存のマニュアルについて内容の更新や追加を行うとともに、新たに地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定したところ。
  - 地域脱炭素化促進事業関係では、促進区域設定等に向けたハンドブックも作成予定。
  - 事務事業編については簡易版、事例集、区域施策編については算定手法編、簡易版（新規作成）、事例集を作成・更新（一部予定）。

## 実行計画マニュアル（事務事業編・本編）

### 1 はじめに

- 地球温暖化対策を巡る動向、実行計画（事務事業編）による位置づけや効果など

### 2 事務事業編策定・実施の全体像

- 事務事業編を策定する主体の説明、事務事業編策定・改定のためのスケジュール、事務事業編の記載事項及び構成の例示 など

### 3 事務事業編策定・改定のための体制の検討

- PDCA推進のための体制構築・推進体制のポイント など

### 4 事務事業編のPlan

政府実行計画の改定等を踏まえた修正

- 基礎データの整備及び温室効果ガス総排出量の把握方法、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討方法、目標達成に向けた具体的な措置の検討方法 など

### 5 事務事業編のDo

- 事務事業編における毎年のPDCAサイクル、個別措置におけるPCDCサイクルの説明 など

### 6 事務事業編のCheck・Act

- 事務事業編のDoを踏まえた、計画見直し予定時期までの包括的な把握方法
- 事務事業編の改定要否の判断に留意すべきポイント

### 7 事務事業編の改定

- 実行計画（事務事業編）の改定にあたって配慮すべきポイント（基本的な事項、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標、具体的な措置）
- 進捗管理の仕組みの検討 など

## 実行計画マニュアル（区域施策編・本編）

### 1 はじめに

- 区域施策編の位置付けの説明、実行計画（区域施策編）に求められる構成等の例示

改正地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画の改定を踏まえた修正

### 2 区域施策編の策定

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の背景・意義の説明
- 区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量の推計・要因分析（現況推計含む）
- 区域施策編で掲げる計画全体の目標（総量削減目標、その他の目標等）
- 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

### 3 区域施策編の実施

- 実施プロセスの例示（PDCAサイクルによる見直しを適宜実施）

### 4 区域施策編の全体的な見直し及び改定

- 策定した対策についての進捗状況の点検・見直しに関する説明

### 5 付録

- 実行計画に関する基礎知識
- 地方公共団体が実施することが期待される施策例 等

## 実行計画マニュアル（区域施策編・地域脱炭素化促進事業編）

改正地球温暖化対策推進法を踏まえて新たに作成

- 地域脱炭素化促進事業に関する制度の趣旨／概要
- 都道府県基準の策定に関する解説
- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域など）の解説
- 地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する解説 等

# マニュアルの主な改定内容

## 政府実行計画に準じた野心的な削減目標の考え方

- 地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされているため、**2030年度の削減目標について、各地方公共団体においては、原則として政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた野心的な目標設定を行うことが望ましい。**
- 実際に、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、野心的な目標値を掲げる地方公共団体も出てきているため、今後の目標設定の参考となるよう野心的な目標設定をしている地方公共団体（一部）の  
について記載。
- 事務・事業全体では50%削減が難しい場合、特定の分野に限定して野心的な目標を設定することも考えられる。

野心的な目標設定をしている地方公共団体（一部）（事務事業編 表 4-13）

地方公共団体	区分	温室効果ガス総排出量の目標値
北海道	都道府県	2013年度比で2030年度までに50%削減
山形県	都道府県	2013年度比で2030年度までに50%削減
長野県	都道府県	2010年度比で2030年度までに60%削減
岐阜県	都道府県	2013年度比で2030年度までに70%削減
北九州市（福岡県）	政令指定都市	2013年度比で2030年度までに60%削減
浦安市（千葉県）	その他市区町村	2013年度比で2030年度までに35%削減 ※内、一般廃棄物処理由由来を除いた目標については50%減、 一般廃棄物処理由由来は17%減

出典：各地方公共団体の地方公共団体実行計画（事務事業編）より作成

# マニュアルの主な改定内容

## 目標達成に向けた具体的な措置等の検討①

- 政府実行計画に新たに盛り込まれた**太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達**などについては、**政府実行計画に準じて目標設定を行うことが望ましい。**

政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標（事務事業編 表4-21）

措置	目標	地方公共団体で特に参考となる章
<b>太陽光発電の最大限の導入</b>	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。	4-4-3. 建築物 4-4-4. 公有地
<b>建築物における省エネルギー対策の徹底</b>	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。	4-4-3. 建築物
<b>電動車の導入</b>	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。	4-4-5. 公用車 4-4-9. 公営交通（公営の公共交通機関）
<b>LED照明の導入</b>	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。	4-4-3. 建築物 4-4-10. その他の排出源対策（屋外照明、信号機、J-クレジット制度、空港・港湾分野）
<b>再生可能エネルギー電力調達の推進</b>	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。	4-4-2. 分野共通（基盤的な取組）
<b>廃棄物の3R+Renewable</b>	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。	4-4-2. 分野共通（基盤的な取組）

## マニュアルの主な改定内容 目標達成に向けた具体的な措置等の検討②

- 目標達成に向けた具体的な措置等の検討のために、以下の点を重要であると記載した。
  - 脱炭素型のまちづくり・コンパクトシティ、持続可能なインフラ・公共施設のあり方という観点を持って検討すること。
  - 具体的な検討にあたっては、施設等の立地、施設の形状、施設のエネルギー性能（断熱性、気密性、換気・通風設備、再生可能エネルギー熱、再生可能エネルギー電力の順）について取り得る施策を総合的に検討した上で、予算措置等の制約を受ける場合はこのような優先順位で措置を検討・実施すること。なお、建築物の設計の早期段階から、設備のエネルギー効率も考慮すること。
  - 屋根置き太陽光発電などの施設に設置する再生可能エネルギー設備は、発電された電力をその施設で利用し事務事業編の温室効果ガスの排出量の削減を図るだけでなく、外部へ再生可能エネルギーを供給することで社会全体の温室効果ガスの排出量の削減に効果があるといった観点も踏まえ検討すること。
- 一方、区域全体の排出量の削減に寄与する施策ではあるものの、地方公共団体の事務事業からの排出量が増加してしまうような施策も存在するため、事務事業編と区域施策編に係る施策の間で、排出量の増減が相反する取組については、区域内で脱炭素化の促進に寄与する施策であるとの位置づけを明確にして、計画に記載することが望ましい。

# マニュアルの主な改定内容

## 目標達成に向けた具体的な措置等の検討③（分野別）

### ■ 4-4-2章 分野共通（基盤的な取組）

- ・ 民間の資金・ノウハウ等の活用としてPPAモデルの活用や、再生可能エネルギー電力調達について記載

### ■ 4-4-3章 建築物

- ・ ZEBの実現について追記、また太陽光発電の最大限の導入について記載

### ■ 4-4-4章 公有地【新】

- ・ 公有地に関する取組について章を新設、駐車場へのソーラーカーポートや未利用地活用の事例を記載

### ■ 4-4-5章 公用車【新】

- ・ 公用車に関する取組について、「その他の排出源対策」から移動して章を新設

### ■ 4-4-6章 一般廃棄物処理事業

### ■ 4-4-7章 水道事業

### ■ 4-4-8章 下水道事業

- ・ 重要となる基本的な措置について事例を追加

### ■ 4-4-9章 公営交通

### ■ 4-4-10章 その他の排出源対策(屋外照明、信号機、J-クレジット制度【新】、空港・港湾分野【新】)

- ・ J-クレジット制度の活用や空港・港湾分野での取組について記載

### ■ 4-4-11章 吸収作用の保全及び強化

## マニュアルの主な改定内容

# 調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量の取扱

- 政府実行計画に準じて、**再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、基礎排出係数を用いて算定された「温室効果ガス総排出量」に加え、「調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量」を併せて公表するものとする。**
- また、本計画において定める**「温室効果ガス総排出量」の削減目標の達成についても、「調整後排出係数を用いて算定した総排出量」で評価することができるものとする。**
- 「調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量」は、他人から供給された電気の排出量を算定する際に調整後排出係数を用いることを可としたもので、算定・報告・公表制度の「調整後温室効果ガス排出量（調整後排出係数で計算＋クレジット購入分を減じて算出）」とは異なる。
- これに伴い、使用する基礎排出係数、調整後排出係数についてマニュアルに記載を追加した。

---

# 1 地方公共団体実行計画（事務事業編）について

---

- （1）地球温暖化対策推進法/温対計画/政府実行計画
- （2）事務事業編の概要
- （3）計画づくり事業**

# 計画づくり支援事業採択結果（令和4年度当初予算）



公募期間：令和4年5月16日～6月10日

	応募件数	応募額（千円）	採択件数	採択額（千円）
1号事業の1	130	972,184	14	100,346
1号事業の2	11	151,660	4	71,444
1号事業の3	69	614,596	10	86,535
2号事業	4	16,448	3	14,532
合計	214	1,754,888	31	272,857

## 委員総評（抜粋）

### ■ 第1号事業の1

- 本事業の趣旨に沿って将来のエネルギービジョン及び再エネ導入目標等について具体的、かつ意欲的な計画を考えている申請、また、脱炭素社会構築を目指す積極的な活動を展開している申請が多かった。

### ■ その他

- 予算額に対して非常に多くの申請があったため、高い評価の申請も不採択とせざるを得ないことは残念であった。

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度要求額 5,000百万円（800百万円）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等その他の再エネの導入調査・事業実施体制構築支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

### (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ②地域の脱炭素化実装に向けた支援事業
- ③公共施設等への再エネ導入加速化支援事業

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

## 3. 事業スキーム

■事業形態 (1)間接補助(定率) (2)(3)委託事業

■補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)  
(2)(3)民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)③は令和4年度～、(2)②は令和4年度～、(3)②③は令和5年度～  
(2)③は令和5年度～、(3)②③は令和5年度～

## 4. 事業イメージ

### 2050年カーボンニュートラルの実現

#### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



#### (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

#### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域の設定に係る合意形成等の実施による計画策定を支援します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の合意形成、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

### ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適切な環境配慮に係る調査検討や、地域住民等による合意形成等）を支援する。

### ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

太陽光発電設備等の未設置箇所（自治体所有施設・所有地等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

### ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 定率 ①②③ 3/4、④ 2/3、1/2、1/3  
上限 ①③ 1,000万円、② 3,500万円、④ 2,000万円
- 補助対象 ①② 地方公共団体、③④ 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～

## 4. 事業イメージ



# 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト



- 環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設。
- 支援サイトでは国の技術的助言である地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル、地方公共団体の取組事例や自治体排出量カルテ等の各種ツール類等を発信。

The screenshot shows the homepage of the 'Local Public Entity Execution Plan Formulation and Implementation Support Site'. At the top left is the logo of the Ministry of the Environment (環境省) and the text 'Ministry of the Environment'. To the right are navigation buttons: '本文へ', '音声読み上げ・文字拡大', 'お問合せ', and 'サイトマップ'. A search bar with 'Google 提供' and a magnifying glass icon is also present. Below the navigation is a horizontal menu with items: 'ホーム', '概要・法的根拠', '策定・取組状況', '取組事例', '策定・実施マニュアル・ツール類', '各種お知らせ', 'よくある質問', '補助金情報', '支援システム (LAPSS)', and '関連サイト'. The main content area features a large green banner with the title '地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト'. Below the banner is a circular callout box with the text '初めてのの方はコチラ おすすめ コンテンツナビ あなたのニーズにあったコンテンツを紹介します。'. On the right side, there is a '更新情報' (Update Information) section with a link '過去分はこちら'. The update list includes: '2022年3月2日 LAPSS新規利用団体募集についてを更新しました。', '2022年1月31日 関連サイトを更新しました。', '2021年12月22日 よくある質問 (事務事業編) を更新しました。', 'よくある質問 (区域施策編) を更新しました。', and 'LAPSS勉強会で出た質疑応答のまとめ'.

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 地域循環共生圏 > 地方公共団体実行計画 >

出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

---

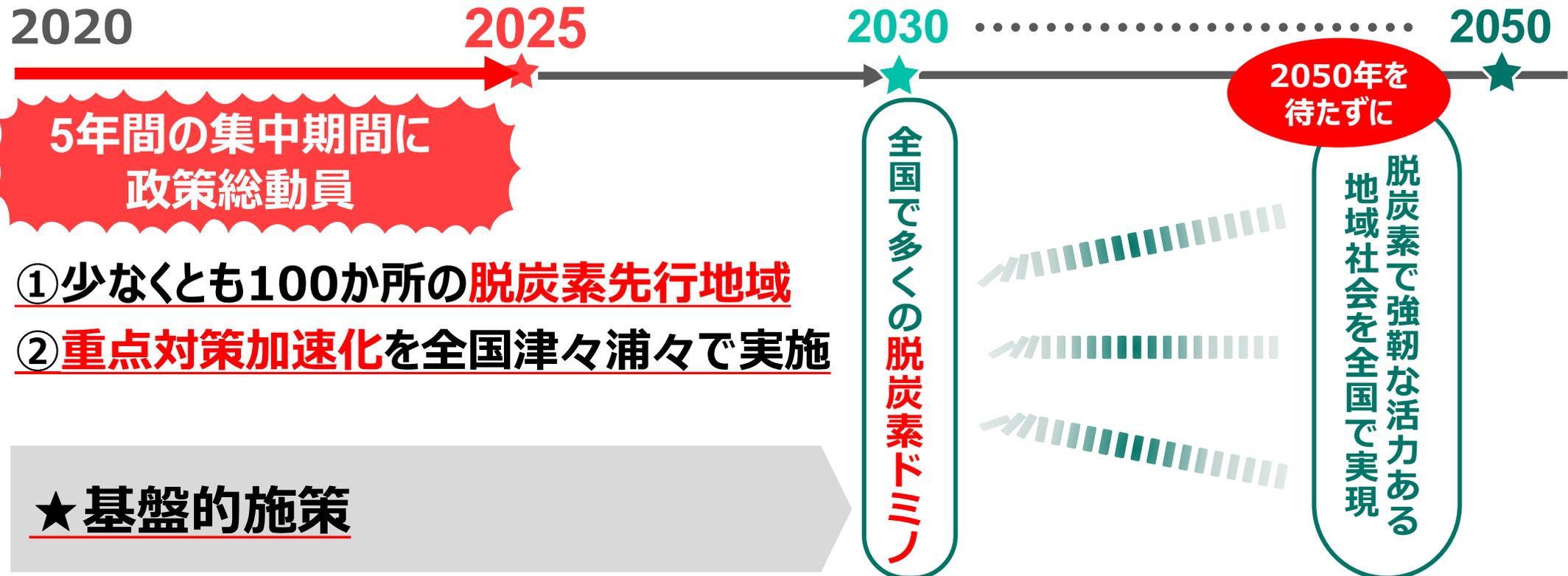
## 2 地域脱炭素ロードマップについて

---

脱炭素先行地域、重点対策加速化事業

# 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
  - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  - ② 全国で、**重点対策加速化**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

## 脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の  
電力需要量

=

再エネ等の  
電力供給量

+

省エネによる  
電力削減量

## 脱炭素先行地域の範囲の類型

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等
施設群	公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群

## スケジュール

※地方自治体の提案を支援するため、ガイドブック等の参考資料を公表、順次更新  
<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html>

### 第1回選定

### 第2回選定

### 以降

1月25日～2月21日 公募実施  
 4月26日 結果公表  
 6月1日 選定証授与式

6月27日 募集要領及びガイドブックを公表  
 6月28日～30日 自治体向け説明会（オンライン）  
 7月26日～8月26日 公募実施  
 有識者会議による審査、選定案の作成  
 結果公表

秋頃

年2回程度、  
 2025年度まで  
 募集実施  
 （第3回は1月～  
 2月のイメージ）

# 重点対策加速化事業（取組例）

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援を行う**ものであり、2030年度排出削減目標達成等のために**全国的な再エネ導入等の底上げを図る**もの。
- 令和4年6月現在、**13の地方公共団体**（7県5市1町）において事業計画を策定。（7月22日まで追加募集）

（重点対策加速化事業における各取組の例）

## 重点対策①

### 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【京都府京都市の事例】

- **条例で独自に義務付ける基準量以上の再エネを導入する約700施設への太陽光発電導入を支援。**



事業所の屋根置き太陽光発電設備

## 重点対策②

### 地域共生・地域裨益型再エネの立地

【高知県の事例】

- **県内市町村と連携し、JA等への木質バイオマス設備約60台の導入を支援。**



ビニールハウス用  
バイオマスボイラー

## 重点対策③

公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

【長野県の事例】

- **警察駐在所をゼロカーボン駐在所としてZEB化**



ゼロカーボン駐在所

## 重点対策④

### 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

- **県独自の高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。**



やまがた健康住宅 資料) 飯豊町

## 重点対策⑤

### ゼロカーボン・ドライブ

【島根県美郷町の事例】

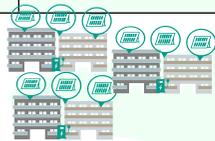
- **個人への車載型蓄電池75台導入を支援（町の協調補助あり）。災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用。**



電気自動車からの外部給電

# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b> (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
上限金額	50億円	20億円 (再エネ促進区域の設定がない市町村は15億円)
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	



屋根置き自家消費型太陽光発電



木質バイオマスのエネルギー利用



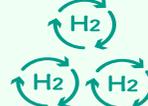
家畜排せつ物のエネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメントシステム導入



再エネ水素利用



住宅建築物のZEB/ZEH



省エネ設備の最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

# 重点対策加速化事業の主な対象設備種・交付率等

項目	設備種の例（●：主な付帯設備として想定）	交付率等
ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、公共設置）	1/2
	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、民間設置）	5万円/kW
	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、個人設置）	7万円/kW
	●蓄電池（公共設置）	2/3 ※1
	●蓄電池（民間設置、個人設置）	1/3 ※1
	●車載型蓄電池	定額 ※2
	●充放電設備、充電設備	1/2
	●外部給電器	1/3
イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地	●水素等関連設備	2/3
	●その他基板インフラ設備（自営線、エネルギーマネジメントシステム等）	2/3
	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電）	1/2
	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電以外）	2/3
	再生可能熱・未利用熱エネルギー設備	2/3
ウ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導	●蓄熱設備、熱導管 （そのほか、太陽光発電設備や付帯設備は①と同様）	2/3 （①と同じ）
	新築建築物のZEB化	3/5（上限5億円）
	新築建築物のNearly ZEB化	1/2（上限5億円）
	新築建築物のZEB Ready、ZEB Oriented	1/3（上限5億円）
	既存建築物のZEB化、Nearly ZEB化（ZEB Ready、ZEB Oriented）	2/3（上限5億円）
	水素利活用設備 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等	2/3 1/2
エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上	ZEH+、ZEH	定額 ※3
	ZEH-M（マンション）	定額 ※3
	ZEH（又はZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅	定額 ※4
	既築住宅断熱改修	1/3 ※5
	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等	1/2
オ ゼロカーボン・ドライブ	車載型蓄電池等	定額 ※2
	●充放電設備、充電設備	1/2
	●外部給電器	1/3
	EV・PHEVカーシェア事業	定額 ※6
カ その他	執行事務費 等	定額 等

- ※1 交付対象経費の上限額は家庭用：15.5万円/kWh、業務用：19万円/kWhとし、同価格以下の蓄電システムのみを交付対象とする。
- ※2 例：EVの場合は蓄電容量×1/2×4万円/kWh（令和3年度補正予算CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）
- ※3 ZEH+は100万円/戸、ZEHは55万円/戸、ZEH-Mは40万円/戸（3層以下の場合、4～20層は1/3。）
- ※4 ZEH（又はZEH+）への交付額に、かかりまし費用に対する自治体給付の1/2を上乗せ交付（上限140万円/戸）
- ※5 上限は戸建て住宅120万円/戸、集合住宅15万円/戸
- ※6 EVカーシェア事業は100万円、PHEVカーシェア事業は60万円（ただし車体価格の1/3の方が安い場合はその額）

# 交付金の交付の流れ

交付パターン	支援フロー	備考
① 地方公共団体への交付		-
地方公共団体への間接交付		・都道府県が市区町村に対して上乗せ補助（協調補助）を行う場合が該当
② 民間企業への間接交付		・公共施設等でのPPA、リース事業 ・民間企業に交付する場合が該当
③ 個人への間接交付		・太陽光発電設備、ZEHやEV補助等が該当

※これらの組み合わせなど、上記のフロー以外のケースも考えられる。

## お問い合わせ先

環境省

近畿地方環境事務所

地域循環共生圏・脱炭素推進グループ

メール : [CN-Kinki@env.go.jp](mailto:CN-Kinki@env.go.jp)

TEL : 06-6881-6511

最寄り駅 : JR桜ノ宮駅

お気軽にお問い合わせください！  
テレワークなどが多いため、  
できればメールが助かります。

※本資料の扱いについては、出典を明示（「環境省近畿地方環境事務所資料」）していただいた上で、ご自由にご利用いただいて構いません。

